

## 企画競争実施の公示

平成31年2月6日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 松山河川国道事務所長 鳥羽 保行

次のとおり、提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名及び概要

平成31年度 重信川総合水防演習運営支援業務

#### (2) 業務内容

本業務は、水防技術の向上並びに水防の重要性の普及を図り、水防に対する地域住民の理解を深めることを目的とし、平成31年5月中旬の休日に重信川河川敷にて実施を予定している「2019重信川総合水防演習」に関して、リハーサル及び当日の円滑な運営支援、演習実績結果のとりまとめ、次回の演習への課題等を整理するものである。

#### (3) 履行期間

契約締結の翌日～平成31年8月30日を予定している。

### 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31・32・33年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示（平成30年11月26日付官報）に基づく再申請の手続きを行った者であること。）であること。

なお、当該参加資格を確認するため、平成31・32・33年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）申請に関する申請確認メール又は一般競争（指名競争）参加資格申請書受付票の写しを提出すること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(4) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。

(5) 平成20年度以降に、企業としての当該役務と同種または類似の履行実績があることを証明した者であること。

1) 同種の履行実績とは、国の機関（独立行政法人・事業団を含む）又は地方公共団体の「水防演習」に係る業務とする。

2) 類似の履行実績とは、国の機関（独立行政法人・事業団を含む）又は地方公共団体の「防災訓練」に係る業務とする。

(6) 提案書の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒790-8574 愛媛県松山市土居田町797-2  
松山河川国道事務所 経理課 契約指導係  
電話089-972-0035 (経理課直通)  
FAX089-972-8057 (経理課専用)

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

##### 1) 交付期間

平成31年2月6日から平成31年2月27日まで (休日を除く)  
8時30分から12時、13時から17時まで。

##### 2) 交付場所

上記(1)に同じ。

##### 3) 交付方法

交付を希望する者には、郵送(希望者の負担)又は、窓口で交付を行う。

##### 1) 郵送の場合

予め上記(1)に申し出ること。

##### 2) 窓口での交付

上記(1)に同じ。

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

##### 1) 提出期限

平成31年2月28日17時00分

##### 2) 提出場所

上記(1)に同じ。

##### 3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

#### (4) 提案書に対するヒアリングの有無

無

### 4. その他

#### (1) 本手続で使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 関連情報の入手窓口

上記3.(1)に同じ。

#### (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

#### (4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。

#### (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### (6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。

#### (7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。

#### (8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との間に契約関係が生じるものではない。

#### (9) 詳細は、説明書による。